

京都市告示第 /05 号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成5年9月30日付けで認可した日ノ岡第1南部町内会及び平成17年3月2日付けで認可した向島上林町自治会について変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成19年 6月21日

京都市長 榎本 頼兼

変更があった事項及びその内容

1. 代表者の氏名

団体の名称	変更前	変更後
日ノ岡第1南部町内会	竹岡 邦彦	谷村 修
向島上林町自治会	渡辺 彰夫	寺岡 浩一

2. 代表者の住所

団体の名称	変更前	変更後
日ノ岡第1南部町内会	京都市山科区日ノ岡坂脇町 24-1	京都市山科区日ノ岡朝田町 30番地の29
向島上林町自治会	京都市伏見区向島津田町 191-19	京都市伏見区向島津田町 191番地の46

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)